

# 男女共同参画社会の実現を目指して

## 男女共同参画社会とは…

男性も女性も互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会です。

## なぜ男女共同参画が必要なの？

少子高齢化による労働人口の減少、国際化、情報化の進展といった社会の変化は、男女を取り巻く環境に大きな変化を与えています。とりわけ、女性の社会進出は目覚しく、あらゆる分野において、その力はなくてはならないものとなっています。こうした女性の活躍に合わせ、男女雇用機会均等法や労働基準法などの改正が行われ、法律や制度面の整備が進められてきています。

このようなことから、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、地域・職場・家庭等でそれぞれの個性や能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要となっています。

## 育児・介護休業法について

ご存知ですか？育児・介護休業法では、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援が進められています。



### 育児に関する制度

育児休業	子が1歳（保育所等に入所できないなどの場合には、最長2歳）に達するまでの間（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間のうち1年間＜パパ・ママ育休プラス＞）申し出た期間取得することができます。
育児短時間勤務	子が3歳に達するまでの間、1日の所定労働時間を6時間とする制度の取得ができます。
子の看護休暇	小学校就学前までの子について、子の疾病等のために年5日（子が2人以上の場合は10日）まで、半日単位で取得できます。

### 介護に関する制度

介護休業	対象家族1人につき、通算93日まで3回を上限に分割して取得できます。
介護のための所定労働時間の短縮措置等	(1) 短時間勤務 (2) フレックスタイム (3) 時差出勤 (4) 介護サービス費用の助成 (1)～(4)のうち事業主が講じた措置について、原則3年間の間に年2回取得できます。
介護休暇	要介護状態にある対象家族の介護その他の世話のために年5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、半日単位で取得できます。

※他に育児・介護のための「残業免除」、「時間外労働の制限」、「深夜業の制限」制度があります。各制度の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp>

育児・介護休業法に関するお問合せは、佐賀労働局 雇用環境・均等室（TEL36-6205）へ

## 女性の活躍推進に向けた取り組み

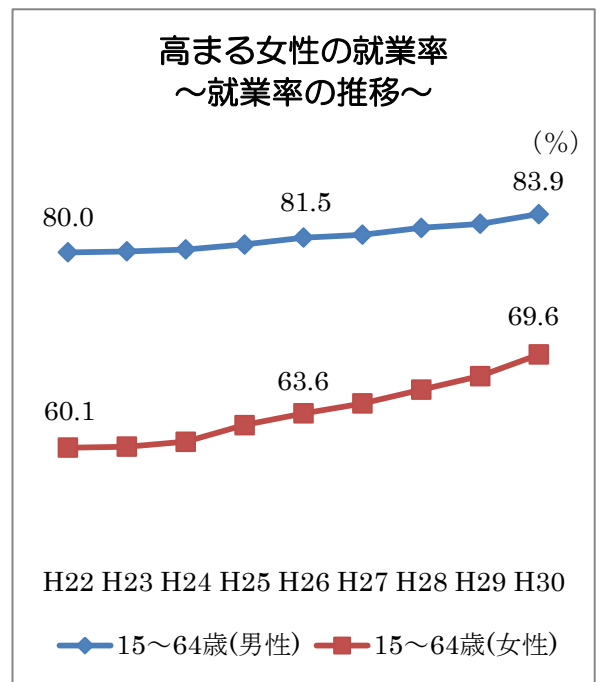
### 女性活躍推進法の成立

平成 27 年 8 月に女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍と推進に関する法律)が成立しました。

事業主が女性の活躍を推進するに当たって、下記の5つの視点による積極的な取り組みが求められています。

#### 【事業主の取り組みに必要な5つの視点】

- ・トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う
- ・女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む
- ・働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す
- ・男性の家庭生活への参画を強力に促進する
- ・育児・介護等をしながら当たり前前にキャリア形成できる仕組みを構築する



総務省「労働力調査(基本集計)」より作成

## 第2次小城市男女共同参画プラン

### ～さくらプラン～ 【計画期間:平成 29～33 年度】

小城市では、平成 29 年度(2017 年度)から平成 33 年度(2021 年度)までの5年間を計画期間とする、第2次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)を策定しています。

プランの基本目標の一つ『仕事と生活の調和が実現できる環境づくり』は「女性の活躍推進計画」に位置付け、次のような取り組みを進めています。

#### 基本目標

仕事と生活の調和が実現  
できる環境づくり

#### 施策の方向

- (1) 女性の活躍推進と男性の意識改革
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 働く場における男女共同参画の推進



男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして

小城市役所 総務部 企画政策課 〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2  
TEL : 0952-37-6115 FAX : 0952-37-6163 E-mail : kikaku@city.ogi.lg.jp

平成 31 年 3 月発行